

自由脱退者の取扱い

【Q】 組合員は、「事業年度の末日の90日前までに予告し、事業年度の終了日に脱退できるが（中協法第18条）、事業年度末までは組合員たる地位を失っていないから、その組合員も他の組合員と同様に議決権の行使、経費を負担する等の権利、義務を有するが脱退者の申出の点についての効力とその取扱い方(1)～(3)について、解説願いたい。

組合員が12月30日までに脱退の申出をした場合

- (1) 脱退を申し出た組合員は、その後の組合運営についての権利義務を主張し行使できるか。
- (2) 脱退を申し出た組合員が、申出日以降組合賦課金を年度末まで納入しない場合の取扱いについて。
- (3) 未納賦課金を払戻持分と相殺して差し支えないか。中協法第22条からして相殺することも妨げないと解されているか。

【A】 組合の事業年度終了日が3月31日であれば、90日の予告期間を満足させているので、脱退の申出があった日の属する事業年度末までは、組合員たる地位を失わないから、脱退の申出をしない組合員となんら差別してはならない。

したがって、(1)についても事業年度末までの期間内は組合員としての一切の権利を有し、かつ義務を負わなければならないし、また(2)にいうごとく、賦課金を納入しないならば組合員としての義務を怠ることになり、除名、過怠金の徴収等の制裁も定款の定めに従って可能となるわけである。(3)については、脱退した組合員が組合に対して未納賦課金その他の債務を負っている場合は、組合は中協法第22条の規定による持分の払戻停止によって対抗でき、あるいは民法第505条の規定により払い戻すべき持分とその債務を相殺することもできる。

【中協法第22条の規定】

(払戻の停止)

脱退した組合員が組合に対する債務を完済するまでは、組合は、持分の払戻を停止することができる。

【定款例の規定内容】

(除名)

第13条 本組合は、次の各号の一つに該当する組合員を総会の議決により除名することができる。この場合において、本組合は、その総会の会日の10日前までに、その組合員に対しその旨を通知し、かつ、総会において、その弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 長期間にわたって本組合の事業を利用しない組合員
- (2) 出資の払込み、経費の支払いその他本組合に対する義務を怠った組合員
- (3) 本組合の事業を妨げ、又は妨げようとした組合員
- (4) 本組合の事業の利用について不正の行為をした組合員
- (5) 犯罪その他信用を失う行為をした組合員
- (6) 第8条第2項各号の一に該当する組合員

(過怠金)

第19条 本組合は、次の各号の一に該当する組合員に対し、総会の議決により、過怠金を課することができる。この場合において、本組合は、その総会の会日の10日前までに、その組合員に対してその旨を通知し、かつ、総会において、弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 第7条第1項第18号に規定する団体協約に違反した組合員
 - (2) 第13条第2号から第4号までに掲げる行為のあった組合員
 - (3) 前条第4項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした組合員
-